

令和2年第11回大山町教育委員会

招集年月日 令和2年8月26日(水) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番	朮山洋美
4番	湊谷紀子				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言(午前 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第1 会議時間の決定
自午前 時 分 至午前 時 分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

日程第3 議案第1号 大山町学校給食会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

日程第4 議案第2号 大山町立学校支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

日程第5 議案第3号 令和2年度 準要保護児童生徒の認定について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和2年9月 日() 午 時 分

5. 閉会宣言(午前 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
7 月 31 日	金	青少年育成町民会議会員研修
8 月 1 日	土	中山みどりの森保育園お泊り保育
4 日	火	大山保育所川遊び体験
5 日	水	県教育委員会との意見交換会
6 日	木	大山保育所計画訪問
7 日	金	六長合同会議
8 日	土	わくわくNAVI「坊領川で遊ぼう」
10 日	月	星空観察会(仁王堂公園)
11 日	火	臨時教育民生常任委員会
13 日	木	学校閉庁日
14 日	金	学校閉庁日
17 日	月	議会全員協議会
18 日	火	学校衛生アシスタント面接、星空観察会(中高ふれあい文化センター)
19 日	水	学校衛生アシスタント面接
20 日	木	臨時議会、第1回市町村教育行政連絡協議会(web開催)
26 日	水	定例教育委員会

今 後 の 予 定

27 日	木	大山カレッジ
28 日	金	議会全員協議会
9 月 3 日	木	六長合同会議
4 日	金	議会開会

議案第 1 号

大山町学校給食会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

大山町学校給食会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 2 6 日

大山町教育委員会

教育長 鷲 見 寛 幸

大山町学校給食会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大山町学校給食会補助金交付要綱(平成 3 0 年 4 月 1 日施行)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症対策に係る補助対象経費の臨時措置)</u></p> <p><u>2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間における第 4 条の規定の適用については、同条中「保護者負担額の半額」とあるのは、「保護者負担額の全額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間においては、第 4 条の規定にかかわらず、学校給食費返還事務手数料を本補助金の補助対象経費とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(新設)</p>

附 則
この要綱は、令和 2 年 8 月 2 6 日から施行する。

議案第 2 号

大山町立学校支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

大山町立学校支援補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 2 6 日

大山町教育委員会

教育長 鷺 見 寛 幸

大山町立学校支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大山町立学校支援補助金交付要綱(平成 3 0 年 4 月 1 日施行)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症対策に係る補助対象経費の臨時措置)</u></p> <p><u>2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間においては、第 4 条の規定にかかわらず、教育活動費として「教職員が負担する修学旅行代替の校外学習に係る経費」、「新型コロナウイルス感染対策に係る経費」及び「児童生徒保護者、教職員が負担する修学旅行等に係るキャンセル料」を本補助金の対象経費とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(新設)</p>

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 2 6 日から施行する。

議案第 3 号

令和 2 年度 準要保護児童生徒の認定について

令和 2 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

令和 2 年 8 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 鷺 見 寛 幸

1. 令和 2 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 3 人（詳細別紙） 認定児童生徒数 人